

【常盤ウッドタウン団地】

簡易ガス料金規定

2019年10月1日実施

(令和元年10月1日実施)

北海道ガス株式会社

目 次

内容

| | |
|-------------------|---|
| 1. 適用..... | 1 |
| 2. 料金規定の変更..... | 1 |
| 3. その他..... | 1 |
| 付 則..... | 1 |
| 1. 料金規定の実施期日..... | 1 |
| （別表第1）..... | 2 |
| （別表第2）..... | 2 |

1. 適用

- (1) この簡易ガス料金規定（以下「料金規定」といいます。）は、別表第1の供給地点群に適用いたします。
- (2) この料金規定は、当社の簡易ガス供給約款と併せて適用いたします。

2. 料金規定の変更

- (1) 当社は、この料金規定の変更を必要と判断した場合、この料金規定を変更することがあります。
この場合、料金その他の供給条件は、変更後の料金規定によります。
- (2) この料金規定を変更する場合の手続きは、簡易ガス供給約款を変更する場合と同様といたします。

3. その他

その他の事項については、簡易ガス供給約款を適用いたします。

付 則

1. 料金規定の実施期日

この料金規定は、2019年10月1日（令和元年10月1日）から実施いたします。

(別表第1)

供給地点

供給地点群名 常盤ウッドタウン団地

(別表第2)

適用する料金表 【常盤ウッドタウン団地】

1. 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから8立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が8立方メートルを超え、30立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が30立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 料金表A (消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

| | |
|------------------|-----------|
| 1か月及びガスメーター1個につき | 1,067.00円 |
|------------------|-----------|

(2) 基準単位料金

| | |
|------------|---------|
| 1立方メートルにつき | 424.09円 |
|------------|---------|

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに簡易ガス供給約款の26に基づき算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

3. 料金表B (消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

| | |
|------------------|-----------|
| 1か月及びガスメーター1個につき | 1,595.00円 |
|------------------|-----------|

(2) 基準単位料金

| | |
|------------|---------|
| 1立方メートルにつき | 358.09円 |
|------------|---------|

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに簡易ガス供給約款の26に基づき算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

5. 料金表C（消費税等相当額を含みます。）

(1) 基本料金

| | |
|--------------------|-------------|
| 1 か月及びガスメーター1 個につき | 3, 575. 00円 |
|--------------------|-------------|

(2) 基準単位料金

| | |
|-------------|----------|
| 1 立方メートルにつき | 292. 09円 |
|-------------|----------|

(3) 調整単位料金

(2) の基準単位料金をもとに簡易ガス供給約款の26に基づき算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。